

八郎潟町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八郎潟町における空き家の有効活用を通して、八郎潟町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築(建築する予定のものを含む。)し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)及び「空き家バンク」登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、現地調査等を行い、登録しようとする事項の内容等を確認の上、適切と認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 老朽化が著しいもの
- (2) その他町長が適切でないとして認めたもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書(様式第3号)を当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによるところが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届出書(様式第4号)を登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家台帳の登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。ただし、本条第2号

に該当することにより登録を削除されたものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から2年を経過したとき。
- (3) 「空き家バンク」取消し願い書（様式第5号）の届出があったとき。
- (4) 情報登録に係る申出内容に虚偽があったとき。
- (5) その他空き家台帳に登録されていることが不相当と町長が認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き家バンク」利用登録申込書（様式第7号）により町長に申し込むものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書（様式第8号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届出書（様式第9号）を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 町長は、利用登録者の次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書（様式第10号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) あっせん及び仲介等を目的とするとき
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (6) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (7) その他町長が適当でないとして認めたとき。

(空き家バンク利用の申請要件)

第10条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、八郎潟町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(空き家バンク利用の申込み及び通知)

第11条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」利用申込書（様式第11

号) 及び誓約書(様式第12号)に希望物件の番号(第4条の規定により登録された登録番号をいう。)その他の必要事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めるときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の保護)

第13条 第4条第2項の規定による、登録台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、八郎潟町個人情報保護条例(平成27年八郎潟町条例第23号)に定めるところによる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。